

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年10月31日

佐賀県知事 山口 祥 義

佐賀県規則第52号

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則

佐賀県行政組織規則（平成28年佐賀県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>(地域交流部各課の分掌事務)</p> <p>第8条 地域交流部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) さが創生推進課 ア～ウ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 交通政策課 ア 略 イ 鉄道に係る施策の企画及び調整並びに鉄道沿線地域の振興に関すること。 ウ 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(県土整備部各課及びセンターの分掌事務)</p> <p>第15条 県土整備部各課及びセンターの分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) まちづくり課 ア・イ 略</p> | <p>(地域交流部各課の分掌事務)</p> <p>第8条 地域交流部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) さが創生推進課 ア～ウ 略 <u>エ むしろこれから鹿島・太良プロジェクトに関すること。</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 交通政策課 ア 略 イ 鉄道に係る施策の企画及び調整並びに鉄道沿線地域の振興に関すること <u>(他課の分掌する事務に関する部分を除く。)</u>。 ウ 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(県土整備部各課及びセンターの分掌事務)</p> <p>第15条 県土整備部各課及びセンターの分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) まちづくり課 ア・イ 略 <u>ウ 肥前鹿島駅及びその周辺地域の整備に関すること。</u></p> |

| 改正前 | 改正後 |
|--------------------|--------------------|
| ウ～ケ 略 (7)～(9) 略 | エ～コ 略 (7)～(9) 略 |

附 則

この規則は、令和5年11月1日から施行する。